

16 災害広報関係

有線放送施設の現況

地区	施設名	設置場所	電話	FAX	業務区域
共 設 (長野 1・2)	JA 長野市第 1 望岳台	緑町 1613	227-6164	227-6164	上松 1~2 丁目 望岳台
古 里	JA ながの古里支店 有線放送部	金箱 431	296-3547	—	古里地区一円
浅川・若槻	JA 浅川・若槻有線放送	若槻東条 1188	241-8305	241-1632	浅川地区一円・ 若槻地区一円
大豆島	JA ながの大豆島支店 有線放送部	大豆島 947-1	221-7200	—	大豆島地区一円
篠ノ井	篠ノ井有線放送	篠ノ井御幣川 278	292-0080	292-0080	篠ノ井地区一円
松 代	松代町有線放送電話 農業協同組合	松代町東条 2523-2	278-3541	278-3541	松代地区一円
若 穂	若穂有線放送電話 農業協同組合	若穂綿内 7730	282-2388	282-2388	若穂地区一円
更 北	更北有線放送電話 農業協同組合	青木島町大塚 891	285-2065	285-2065	更北地区一円
七 二 会	JA ながの西部支店 七二会有線放送	七二会丁 2372	229-2211	229-2830	七二会地区一円
本 部※1	長野市有線放送電話 共同施設協会本部	緑町 1613	227-6164	227-6164	
信 更	JA グリーン長野信田支所 信更有線放送	信更町田野口 800	299-2211	299-2212	信更地区一円
戸 隠	長野市 戸隠情報通信施設	戸隠豊岡 1554	254-2323	254-2420	戸隠地区一円
鬼 無 里	長野市 鬼無里情報通信施設	鬼無里日影 2750-1	256-2211	256-2237	鬼無里地区一円

※1 信更、戸隠、鬼無里、大岡を除く

※2 表中に記載のない地区には、有線放送施設はない。

市内の主な報道機関

種 別	会 社 名	所 在 地	電 話 番 号
放 送 局	N H K 長 野 放 送 局	稲葉210-2	291-5216
	信 越 放 送 (株)	問御所町1200	237-0500
	(株) 長 野 放 送	岡田町131-7	227-3000
	(株) テ レ ビ 信 州	若里1-1-1	227-5511
	長 野 朝 日 放 送 (株)	栗田989-1	223-1000
	長 野 エ フ エ ム 放 送 (株)	南千歳1-10-6	224-6088
	長 野 支 社		
	ながのコミュニティ放送	新田町1485-1	237-8000
(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	南県町653-11	233-1713	
新 聞 社 ・ 通 信 社	(株)朝日新聞社長野支局	栗田989-1	223-7000
	一般社団法人共同通信社 長野支局	南県町657	232-2219
	(株)産経新聞社長野支局	北石堂町1182	223-1212
	(株)時事通信社長野支局	南県町657	232-3230
	信濃毎日新聞(株)	南県町657	236-3000
	(株)中日新聞社長野支局	中御所岡田64-5	228-1456
	(株)日本経済新聞社長野支局	県町532-6	232-2111
	(株)毎日新聞社長野支局	妻科545-2	234-2175
	(株)読売新聞東京本社長野支局	上千歳町1159	234-4311
(株)長野日報社長野支社	岡田町3-2	228-9081	

災害時における放送要請に関する協定書（長野市と信越放送株）

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野市長（以下「甲」という。）が、信越放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年4月21日

甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印

乙 信越放送 株式会社
代表取締役社長 塩 沢 鴻 一 印

災害時における放送要請に関する協定書（長野市と㈱長野放送）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野市長（以下「甲」という。）が、株式会社長野放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（費用）

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

（雑則）

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年4月21日

甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印

乙 株式会社 長野放送
代表取締役社長 佐久間 芳 夫 印

災害時における放送要請に関する協定書(長野市と株テレビ信州)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、株式会社テレビ信州(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年4月21日

甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印

乙 株式会社 テレビ信州
代表取締役社長 務 臺 雄 三 印

災害時における放送要請に関する協定書 (長野市と長野朝日放送株)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、長野朝日放送株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年4月21日

甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印

乙 長野朝日放送 株式会社
代表取締役社長 永 澤 征 治 印

災害における放送要請に関する協定書(長野市と株ながのコミュニティ放送)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定により、長野市長(以下「甲」という。)が株式会社ながのコミュニティ放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

甲 長野市長

乙 株式会社 ながのコミュニティ放送

代表取締役 高波 謙 二

災害における放送要請に関する協定書(長野市と㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野市内に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、長野市長(以下「甲」という。)が株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条の規定による関係機関及び住民その他関係のある公私の団体への伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

甲 長野市長

乙 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ

代表取締役 小坂 健介

災害における放送要請に関する協定書(長野市と長野市有線放送電話共同施設協会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野市内に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、長野市長(以下「甲」という。)が長野市有線放送電話共同施設協会(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条の規定による関係機関及び住民その他関係のある公私の団体への伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

甲 長野市長

乙 長野市有線放送電話共同施設協会

会長 柳澤 勲

裾花ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

長野県裾花ダム管理事務所長（以下「甲」という。）と長野市長（以下「乙」という。）は、乙が長野市裾花川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、七久保地区で地すべりが予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、長野市裾花川周辺における乙が自ら実施する災害情報等の伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の情報提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを、目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報提供するために、甲への支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- 2 上記設備にて伝達する内容については、別紙－1の避難勧告と避難指示とし、どちらを放送するかについては、乙が甲へ電話等で連絡するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置及び所在は別図－1のとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲の職員不在時及び甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

- 2 乙は、原則として七久保地区の地すべりの場合以外には、放流警報設備を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達にかかる責任を甲が有するものではないものとする。

- 2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結のから適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

資料 16-10 裾花ダム放流警報施設等による災害情報等の伝達に関する協定書
(長野市と長野県裾花ダム管理事務所)

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年6月25日

甲 長野県裾花ダム管理事務所長
中村新太郎

乙 長野市長
鷺澤 正一

防災啓発情報等に関する協定書(長野市とNTTタウンページ株)

長野市(以下「甲」という。)とNTTタウンページ株式会社(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)に対する防災啓発情報及び防災情報(以下「防災啓発情報等」)の発信にかかる相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲乙相互に協力して防災啓発情報等を発信し、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の向上につなげることを目的として、それに必要な事項について定める。

(発信の方法)

第2条 乙は、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)若しくは西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)が発行又は乙が編集、発行、運営する媒体(以下、「媒体」という。)に甲が提供する防災啓発情報等を掲載することで、防災啓発情報等を発信する。

2 媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) タウンページ
- (2) 防災啓発情報等を取りまとめた冊子その他の紙類
- (3) (1)及び(2)のほか、甲が提供する防災啓発情報等を掲載できるもの

(手続)

第3条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲及びその他の甲が必要とする事項を甲に明示する。

2 甲は、乙から前項により提供を求められた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

3 乙は、甲から前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとする。また、掲載するに当たって、提供を受けた防災啓発情報等を編集することができる。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、適切に記載するよう意見を述べることができる。

5 また、当該意見については、甲乙協議の上、記載方法を決定する。

(発信情報に関する責任)

第4条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、これらの解決のため、甲乙協力し対応するものとする。

2 甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し責任を負い、乙に提供した防災啓発情報等以外については、乙が責任を負う。

(発信の変更・中止)

第5条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は、甲に対しいかなる責も負わないものとする。また、甲は、乙に対しいかなる責も負わないものとする。

(著作権)

第6条 甲が提供した防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとする。また、乙が甲から提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の媒体に利用する場合は、乙は予めその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事、画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとする。甲が他の媒体に利用する場合は、甲は予めその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上でNTT東

資料 16-11 防災啓発情報等に関する協定書(長野市とNTTタウンページ㈱)

日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。
3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、承諾を受けた目的、方法、範囲及び期間を超えて利用してはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他の者に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定を解消した後も同様とする。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日までに甲乙いずれからも協定解消の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。なお、有効期限満了後であっても、第3条1項で明示した掲載期間において配布できるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び、本協定の内容又は解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月29日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 加藤久雄

乙 東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
NTTタウンページ株式会社
代表取締役社長 岡田昭彦